

備えの種をまこう。🌱

## 水稻共済

『自然災害等に備えて、農業保険に加入しましょう！』

近年多発する自然災害に対して備えをしておくことが重要になっています。

こうした中で農業保険は、自然災害等により作物等に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。



 安心のネットワーク  
**NOSAI**宮城

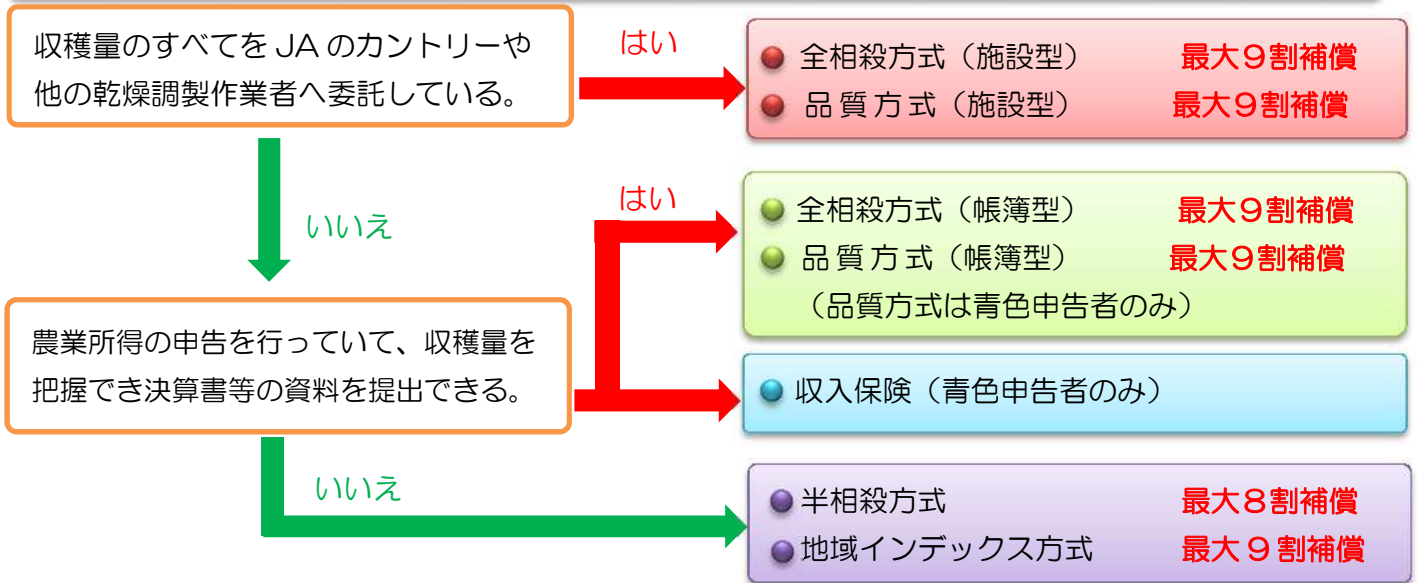
○県南支所 0224-63-2012 0120-059-431    ○中央支所 0229-87-8273 0120-832-141  
○県北支所 0220-22-8411 0120-818-413

# 各引受方式の特徴等について

白色申告者でも全相殺方式での加入が可能となります。

以下のご加入できる引受方式等をご覧になって、今後の加入方式についてご検討ください。

## ご加入できる引受方式等



## 方式ごとの特徴

引受方式	内容	補償割合	※一筆半損特約
半相殺方式	加入者ごとの減収量（その加入者の被害耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その加入者の基準収穫量の2割（3割、4割）を超える場合に共済金を支払います。（被害申告のない耕地や増収分の耕地については、基準収穫量のとおり収穫されたものとして計算します。）	8割 7割 6割	有
全相殺方式	加入者ごとの減収量（その加入者の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量）が、その加入者の基準収穫量の1割（2割、3割）を超える場合に共済金を支払います。 収穫量を乾燥調製施設における計量結果又は確定申告関係書類から確認できることが条件です。 計量結果及び確定申告関係書類は1年以上の証明が必要です。（白色申告の場合は3年以上）	9割 8割 7割	有
品質方式	その年の生産金額が補償額に達しない場合に共済金を支払います。収穫量を出荷資料等又は青色申告関係書類から確認できることが条件です。 出荷資料等及び青色申告関係書類は1年以上の証明が必要です。	9割 8割 7割	有
地域インデックス方式	その年の統計データ（市町村ごと）の収穫量が、その地域の平均単収の9割（8割、7割）を下回った場合に共済金を支払います。 <b>農家ごとの減収量ではなく、統計データによる評価となります。</b> （主食用米、米粉用米のみ選択することができます。）	9割 8割 7割	有

※ 一筆半損特約は、加入申込みの際に特約付帯の申込みが必要です。

## 補償期間および補償の対象となる災害について

### 1 補償期間

本田移植期（直播にあっては発芽期）から収穫期まで

※この場合の収穫期とは、適期に刈り取り圃場から搬出することです。はせ掛け等での圃場乾燥中も収穫期に含まれます。

### 2 補償の対象となる災害

風水害、干害、ひょう害、冷害、地震、落雷、噴火、地すべり、その他の気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害

## 一筆半損特約を付帯できます

一筆半損特約を併せてお申込みいただきますと、耕地単位での損害評価が可能になり、**耕地ごとに5割以上の減収量が見込まれる場合に共済金の支払対象**となります。

なお、被害申告の際は、引受方式に応じて半損以上の被害が見込まれる耕地の有無についても申告いただきます。

## 損害評価と支払共済金について

### 1 損害評価

#### ○半相殺方式

加入者ごと類区分（主食用米、飼料用米、米粉用米）ごとに、収穫量の合計が引受収量※を下回ると見込まれる場合に被害申告をしていただき、10a 当たり基準収穫量を下回ると思われる耕地について**見込収穫量（見込単収）を自己申告**していただきます。

組合では、加入者ごとに被害申告があった耕地の中からおおよそ 1/3 程度（申告筆数が3筆以下の場合全て）の耕地を、検見又は実測の方法により現地調査を実施します。その調査結果をもとに、申告時の見込収穫量を修正し減収量を決定します。

#### ○全相殺方式

加入者ごと類区分（主食用米、飼料用米、米粉用米）ごとに、収穫量の合計が引受収量※を下回ると見込まれる場合に被害申告をしていただき、半損以上の被害が見込まれる耕地の有無についても申告いただきます（一筆半損特約を付帯している場合）。

組合では、加入者ごとに収穫量を乾燥調製施設における計量結果又は確定申告関係書類から確認します。その結果をもとに収穫量を決定します。

### 2 支払共済金（半相殺方式、全相殺方式共通）

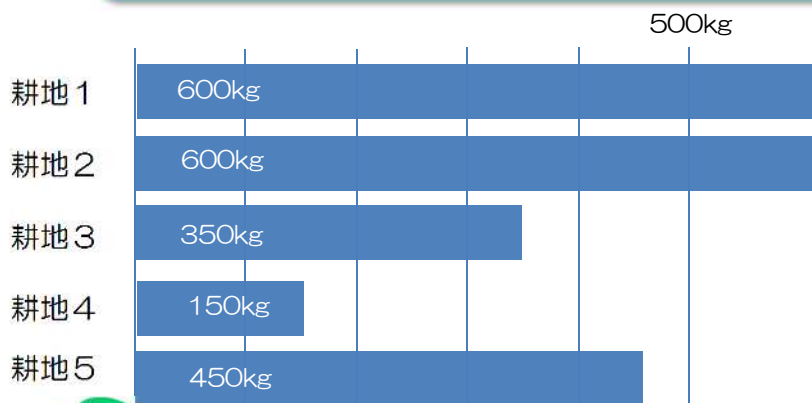
加入者ごと類区分ごとに、収穫量の合計が引受収量※を下回る場合に共済金をお支払いします。

また、一筆半損特約を付帯している場合は、一筆半損の支払特例（一筆半損特例）により計算した共済金と加入方式（引受方式）により計算した共済金とを比較し、いずれか大きい方を共済金として支払います。

※ 引受収量＝基準収穫量の合計×補償割合

## 引受方式ごとの支払例

- 引受面積 50a (10aの圃場が5筆)
- 基準収穫量 2,500kg (各圃場とも500kg)
- 単位当たり共済金額 200円  
(1kg当たり共済金額)



### 引受方式の違いによる収穫量の捉え方

- |        | 耕地1   | 耕地2   | 耕地3   | 耕地4   | 耕地5   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ●全相殺方式 | 600kg | 600kg | 350kg | 150kg | 450kg |
| ●半相殺方式 | 500kg | 500kg | 350kg | 150kg | 450kg |
- ※ 半相殺方式では、基準収穫量を超えた耕地の増収分は含みません。

### 全相殺方式 9割補償の場合

引受収量	2,250kg	=	【基準収穫量】	2,500kg	×	【補償割合】	9割
共済減収量	100kg	=	【引受収量】	2,250kg	-	【収穫量】	2,150kg
支払共済金	<b>20,000円</b>	=	【共済減収量】	100kg	×	【単位当たり共済金額】	200円

### 半相殺方式 8割補償の場合

引受収量	2,000kg	=	【基準収穫量】	2,500kg	×	【補償割合】	8割
共済減収量	50kg	=	【引受収量】	2,000kg	-	【収穫量】	1,950kg
支払共済金	<b>10,000円</b>	=	【共済減収量】	50kg	×	【単位当たり共済金額】	200円

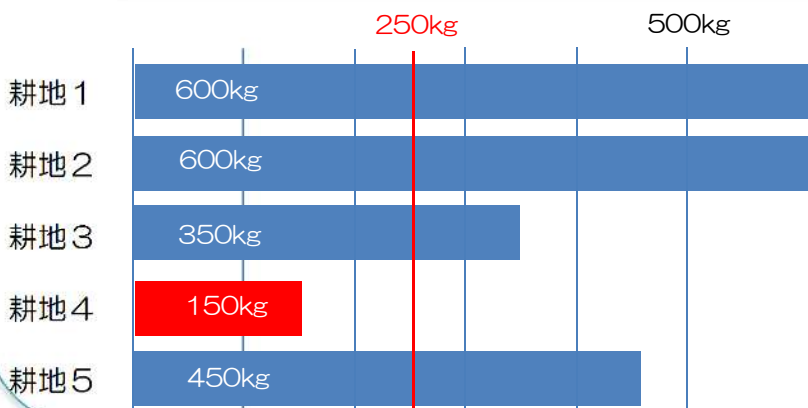
## 一筆全損特例と一筆半損特例について

一筆方式の廃止に伴い、耕地単位の補償から加入者単位の補償に移行することで、一部の耕地に大きな被害が発生した場合でも共済金の支払いとならない場合があります。

そこで、耕地ごとに5割以上の減収が発生した場合にも補償の対象となるのが、一筆全損特例と一筆半損特例になります。

### 一筆半損特例支払例（条件は前頁の引受方式ごとの支払例と同じ）

- 引受面積 50a（10aの圃場が5筆）
- 基準収穫量 2,500kg（各圃場とも500kg）
- 単位当たり共済金額 200円



半損特例は、収穫量が基準収穫量の1/2を下回る耕地に適用されます。  
左記のケースでは耕地4が該当します。

### 一筆半損特例の計算（加入時に特約の申込みが必要です。）

$$\text{支払開始減収量} \quad 150\text{kg} = \frac{\text{【半損耕地の基準収穫量】}}{500\text{kg}} \times \text{【*半損耕地支払開始割合】} \quad 3\text{割}$$

$$\text{半損耕地共済減収量} \quad 100\text{kg} = \frac{\text{【半損耕地の基準収穫量の1/2】}}{250\text{kg}} - \text{【支払開始減収量】} \quad 150\text{kg}$$

$$\text{半損特例の計算による共済金} \quad 20,000\text{円} = \text{【共済減収量】} \quad 100\text{kg} \times \text{【単位当たり共済金額】} \quad 200\text{円}$$

※ 半損耕地支払開始割合は、引受方式及び補償割合に応じて変わります。



半損特例の計算による共済金と、引受方式ごとの通常の方法で計算した共済金と比較し、大きい方の金額をお支払いすることになります。

### 全相殺方式9割補償に特約を付した場合

$$\text{支払共済金} \quad 20,000\text{円} \quad \text{【通常の方法で計算した共済金】} \quad 20,000\text{円} = \text{【特例で計算した共済金】} \quad 20,000\text{円}$$

### 半相殺方式8割補償に特約を付した場合

$$\text{支払共済金} \quad 20,000\text{円} \quad \text{【通常の方法で計算した共済金】} \quad 10,000\text{円} < \text{【特例で計算した共済金】} \quad 20,000\text{円}$$

## 水稻共済の引受方式ごとの補償と収入保険の補償の比較

水稻共済の引受方式ごとの補償と収入保険の補償の比較をしてみます。  
ご自分の経営にあった補償を選択する際の参考にさせていただければと思います。

### 経営内容

- 引受面積 50a (10aの圃場が5筆)
- 基準収穫量 2,500kg (各圃場とも500kg)
- 単位当たり共済金額 200円
- 一筆半損特約の付帯 有

### 補償と掛金（保険料）の比較

#### 水稻半相殺方式 8割補償

基準収穫量	2,500 kg
引受収量	2,000 kg
補償金額	400,000円
掛金率	1.966%
加入者負担掛金	3,932円
事務費賦課金	1,500円
掛金等合計	5,432円

掛金率は新規加入時の率を使用

#### 水稻全相殺方式 9割補償

基準収穫量	2,500 kg
引受収量	2,250 kg
補償金額	450,000円
掛金率	2.943%
加入者負担掛金	6,622円
事務費賦課金	1,500円
掛金等合計	8,122円

掛金率は新規加入時の率を使用

#### 収入保険 (9割補償・支払率9割)

基準収入金額	500,000円
補償金額 (保険金額+補償対象金額)	405,000円
保険料	5,391円
積立金	11,250円
付加保険料	5,391円
保険料等合計	22,032円

補償金額は過去4年分の青色申告がある場合になります。

また、補填を受けなければ、翌年は保険料と付加保険料のみの負担となります。



水稻共済は収量の減収に対する補償となっているのに対し、収入保険は販売する農産物等の収入金額の減少を補償するので、米価の大幅な下落等により収入が減少した場合は、水稻共済では補償できませんが収入保険では補償することができます。

## 水稻共済の引受方式別危険段階別共済掛金等早見表

- 引受面積 10a
- 基準収穫量 500kg
- 単位当たり共済金額 200円

(円)

引受方式等	一筆半損特約 の有 無	危険段階区分								
		-20	-15	-10	-5	0	5	10	15	20
全相殺方式9割補償	無	683	903	1,136	1,368	1,601	1,833	2,065	2,298	3,409
	有	690	915	1,151	1,388	1,624	1,861	2,097	2,334	3,466
半相殺方式8割補償	無	516	640	771	902	1,032	1,163	1,294	1,425	2,050
	有	532	665	806	946	1,086	1,227	1,368	1,508	2,180

※ 上記共済掛金等には、事務費賦課金（10a当たり300円）が含まれています。

※ 地域インデックス方式については共済掛金標準率が市町村ごとに異なるため、詳しくは最寄りの支所までお問い合わせください。

備えの種をまこう。🌱

# 水稻共済

## 全相殺方式解説編

全相殺方式とは

- 補償の単位は耕地ごとではなく、加入者ごとになります。（農家単位方式）
- 加入要件は、乾燥調製を外部に委託の場合（施設型）と自家で乾燥調製の場合（帳簿型）に区分されます。
- 施設型は乾燥調製施設等の客観資料、帳簿型は青色又は白色申告書及び関係書類により引受の基準収穫量設定、損害評価の収穫量把握を行います。

『自然災害等に備えて、農業保険に加入しましょう！』

近年多発する自然災害に対して備えをしておくことが重要になっています。

こうした中で農業保険は、自然災害等により作物等に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。



○ 県南支所 0120-059-431 0224-63-2012    ○ 中央支所 0120-832-141 0229-87-8271  
○ 県北支所 0120-818-413 0220-22-8411

# 全相殺方式の加入要件と補償内容について

だれでも加入できるの？

## 1 全相殺方式に加入いただくには条件（要件）があります

申込者ごと類区分※1 ごとに、おおむね※2 全量をカントリーエレベーターに搬入または個人等へ乾燥調製を委託し請求書や領収書等で収穫量を把握できる方、又は青色申告書及びその関係書類で収穫量を把握できる方で、1年以上の証明ができる方が加入いただけます。

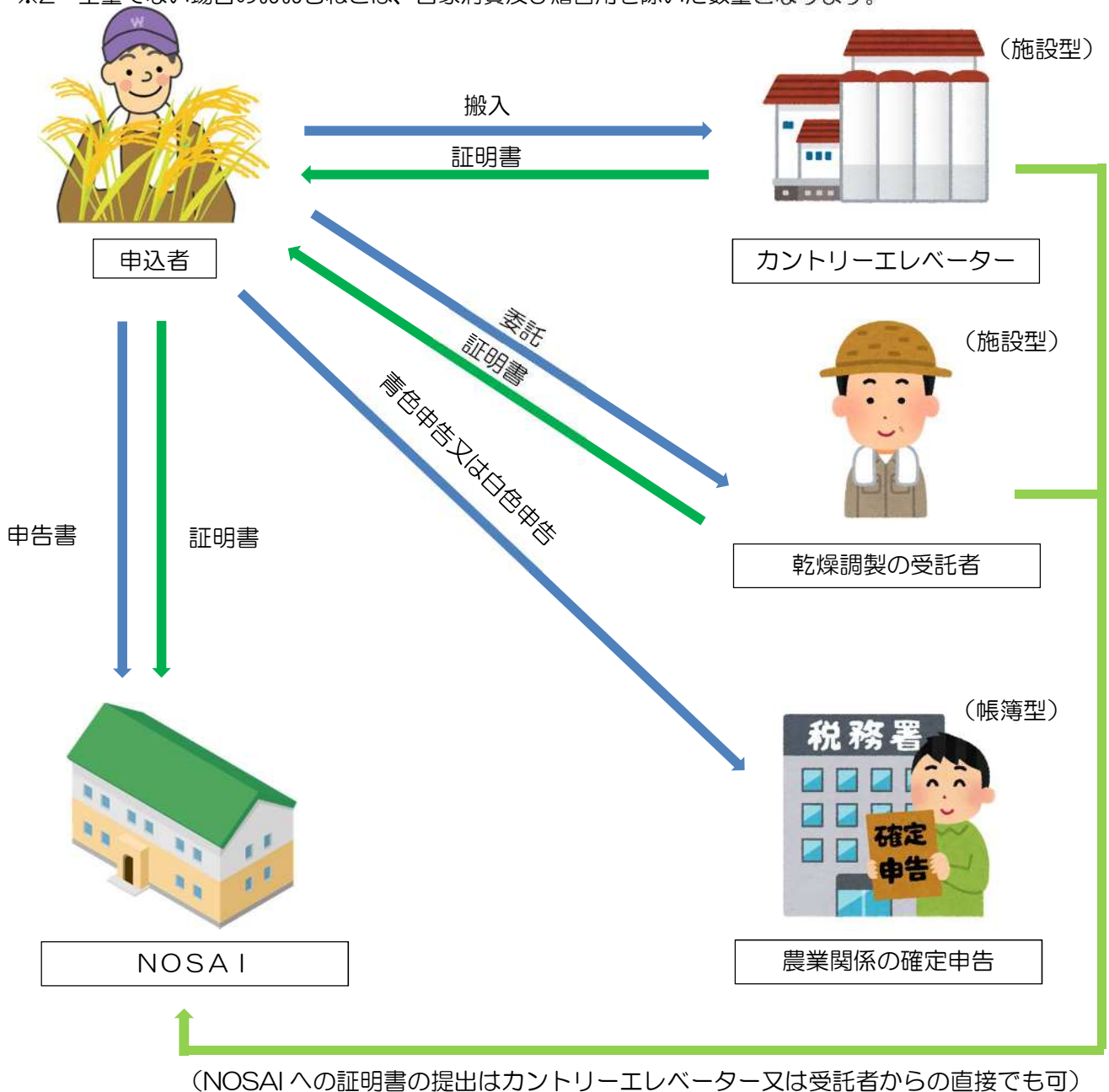
また、令和4年産から白色申告書及びその関係書類で収穫量を把握できる方で、3年以上の証明ができる方も加入いただけます。

なお、乾燥調製の受託者から請求書や領収書等で収穫量を把握する場合は、年産、玄米重量、生産者名（委託者名）、乾燥調製施設管理者名（受託者名）、請求書又は領収書の発行年月日等の項目が記載されている書類が必要となります。

また、青色申告書、白色申告書及びその関係書類で収穫量を把握する場合には、農産物受払簿や組合指定の品目別内訳書等の書類が必要となります。

※1 類区分とは、主食用米、飼料用米、米粉用米の区分になります。

※2 全量でない場合のおおむねとは、自家消費及び贈答用を除いた数量となります。



どのような場合に補償されるの？

## 2 補償期間及び補償の対象となる災害について

### 1 補償期間

本田移植期（直播にあっては発芽期）から収穫期まで

※この場合の収穫とは、適期に刈り取り圃場から搬出することです。収穫期には、はせ掛け等での圃場乾燥中の期間も含まれます。

### 2 補償の対象となる災害

風水害、干害、ひょう害、冷害、地震、落雷、噴火、地すべり、その他の気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害

## 3 全相殺方式の補償の特徴について

	全相殺方式
補償割合	9割・8割・7割から選択
基準単収の設定	加入者ごとの収穫量をもとに設定
特約の有無	一筆半損特約（下記参照）
加入に必要な書類	収穫量を把握できる書類
評価方法	加入者ごとの乾燥調製施設計量結果等の <b>証明書</b> 又は <b>確定申告書等関係書類</b> による収穫量調査
共済金の支払基準	加入者ごとに引受収量※1を下回った場合

※1 引受収量=基準収穫量×補償割合

### ○ 全相殺方式における基準単収設定について

各証明書等又は確定申告書等で把握した10a当たり収穫量を直近5か年のうち最大と最小の数値を除いた3か年の平均により算出します。

（例）

年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産
作付面積	120 a	150 a	150 a	180 a	150 a
収穫量	5,520 kg	7,950 kg	7,650 kg	9,720 kg	5,850 kg
10a 当たり収穫量	460 kg	530 kg	510 kg	540 kg	390 kg
備考				最大（除外）	最小（除外）

上記数量の平均が基準単収となります。

基準単収 = (460 kg + 530 kg + 510 kg) ÷ 3 = 500 kg

※ 証明書等が得られない年産の10a 当たり収穫量については、市町村の統計単収により補完し算出します。

耕地ごとの補償はされないの？

## 4 一筆半損特約を付帯できます

全相殺方式は、農家単位方式のため一部の耕地が被害に遭われても共済金の支払対象とならない場合があります。そこで、一筆半損特約を併せてお申込みいただきますと、耕地単位での損害評価が可能になり、**耕地ごとに5割以上の減収量が見込まれる場合に共済金の支払対象**となります。

なお、被害申告の際は、半損以上の被害が見込まれる耕地の有無についても申告いただきます。

## 5 共済掛金について

$$\text{組合員負担共済掛金等} = \text{基準収穫量} \times \text{補償割合} \times \text{単位(1kg)あたり共済金額} \\ \times \text{危険段階別共済掛金率} \times 1/2 + \text{賦課金}$$

### 危険段階別組合員負担共済掛金等早見表

- 類区分(用途)：1類(主食用米)      ● 基準収穫量：500kg      ● 作付面積：10a
- 単位あたり共済金額：200円      ● 賦課金：30円/a

(円)

引受方式	補償割合	一筆半損 特約の有無	危険段階区分								
			-20	-15	-10	-5	0	5	10	15	20
全相殺方式	9割補償	無	683	903	1,136	1,368	1,601	1,833	2,065	2,298	3,409
		有	690	915	1,151	1,388	1,624	1,861	2,097	2,334	3,466
	7割補償	無	496	611	731	851	971	1,091	1,211	1,332	1,903
		有	516	643	775	907	1,040	1,172	1,305	1,437	2,067

※上記共済掛金等には、事務費賦課金(10アール当たり300円)が含まれています。

## 6 損害評価と支払共済金について

実際の支払いはどうなるの？

### 1 損害評価

加入者ごと類区分ごとに、引受時に収穫量を把握した書類と同様の書類に基づき、当該年産の収穫量を把握します。組合では、被害申告を受けた耕地の現地調査を行い、共済事故発生の有無を確認します。施設型の場合、実測等による収穫量調査は乾燥調製施設に搬入しない耕地のみ行います。

### 2 支払共済金

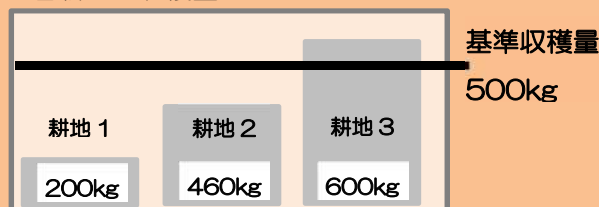
加入者ごと類区分ごとに、引受収量を下回る場合に共済金をお支払いします。

また、一筆半損特約を付帯している場合は、一筆半損特約により計算した共済金と通常の計算方法により計算した共済金とを比較し、いずれか大きい方を共済金として支払います。

### 全相殺方式9割補償の支払共済金計算例

- 引受面積：30a(各耕地とも10a)
  - 基準収穫量：3耕地とも500kg
  - 単位あたり共済金額：200円
  - 収穫量合計：1,260kg
- (※基準収穫量を超えた耕地の増収分も含みます。)

### ●各耕地の収穫量



### 全相殺方式の通常の計算方法

- ① 農家ごとの引受収量【基準収穫量×補償割合】  
1,500kg×90%=1,350kg
- ② 共済減収量【引受収量－収穫量】  
1,350kg－1,260kg=90kg
- ③ 支払共済金【共済減収量×単位あたり共済金額】  
90kg×200円=18,000円

### 一筆半損特約の計算方法

- ① 支払開始減収量【半損耕地の基準収穫量×半損耕地支払開始割合】  
500kg×30%=150kg
- ② 半損耕地共済減収量【耕地1の基準収穫量の1/2－支払開始減収量】  
250kg－150kg=100kg
- ③ 支払共済金【半損耕地共済減収量×単位あたり共済金額】  
100kg×200円=20,000円

- 全相殺方式加入者で一筆半損特約の加入がない場合は18,000円の支払いとなります。
- 一筆半損特約の付帯者は、通常の計算方法(18,000円)と特約の計算方法(20,000円)の金額のいずれか大きい方となりますので、20,000円の支払いとなります。
- ※ 一筆半損特約の付帯者は、全相殺方式の通常の計算方法で共済金の支払対象外(計算結果が0円)となった場合でも、特約の計算結果で支払共済金が発生すれば、その金額をお支払いします。
- ※ 全相殺方式などの農家単位の補償方式には、全損特約を付しており(申込み不要)、全損耕地があった場合には、特約での計算方法と通常の計算方法のいずれか大きい方の金額で共済金をお支払いします。

備えの種をまこう。🌱

# 水稻共済

## 品質方式解説編

品質方式とは

- 補償の単位は耕地ごとではなく、加入者ごとに類区分ごとになります。
- 引受は、銘柄ごと規格等級別収穫量を出荷先客観資料に基づき、平均収量及び規格等級別発生割合を算定します。
- 損害評価は、原則として出荷先の等級品位検査結果により規格等級別収穫量を把握します。

『自然災害等に備えて、農業保険に加入しましょう！』

近年多発する自然災害に対して備えをしておくことが重要になっています。

こうした中で農業保険は、自然災害等により作物等に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。



安心のネットワーク  
**NOSAI**宮城

○ 県南支所 0120-059-431 0224-63-2012 ○ 中央支所 0120-832-141 0229-87-8271  
○ 県北支所 0120-818-413 0220-22-8411

# 水稲の品質方式の加入要件と補償内容について

だれでも加入できるの？

## 1 品質方式に加入いただくには条件（要件）があります

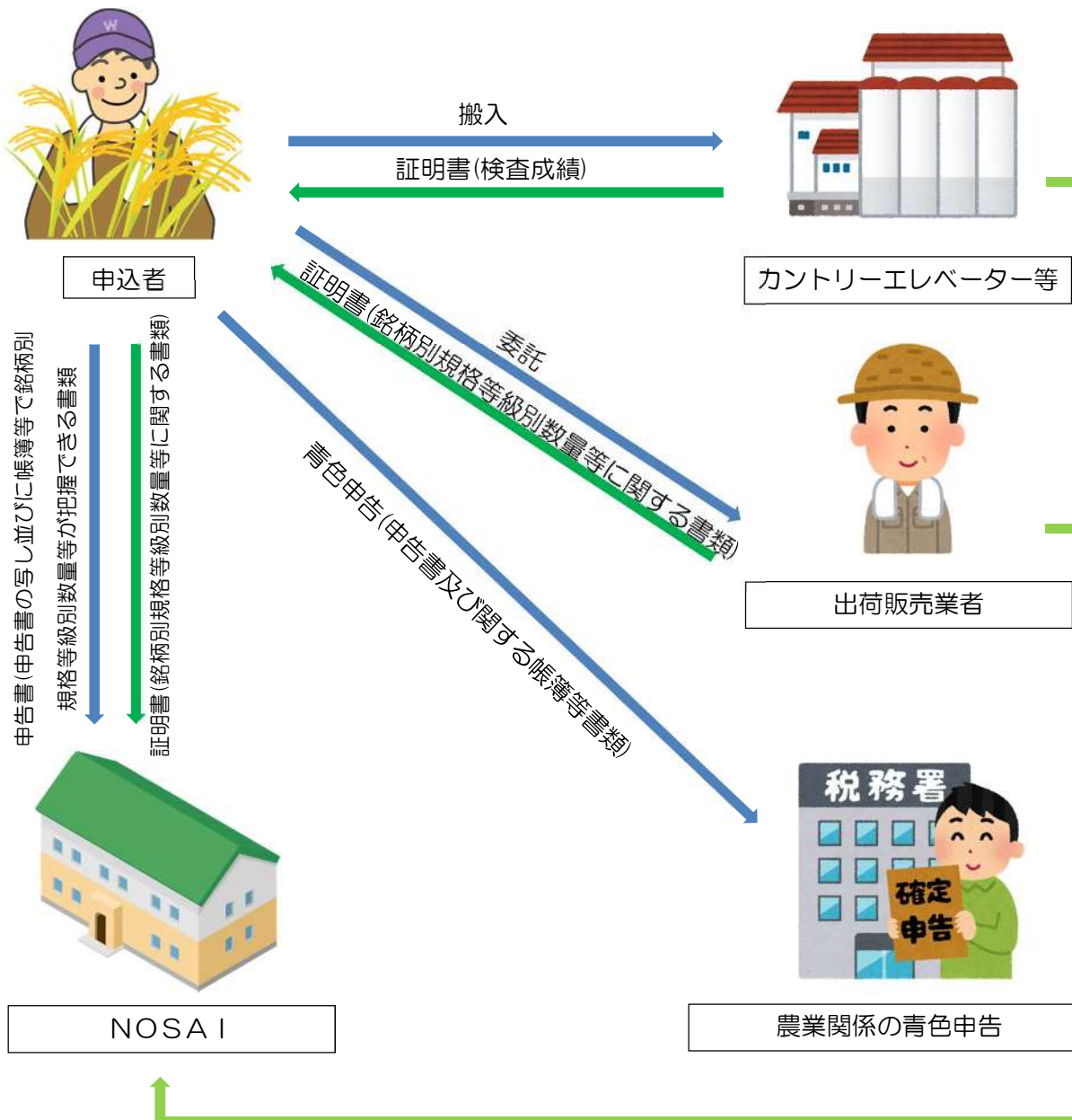
申込者ごと類区分※1 ごとに、銘柄ごとの規格等級別収穫量の概ね※2 全量を JA 等へ出荷し、JA 等出荷先から提供される資料又は税の申告書及びその関係書類で銘柄別規格等級別収穫量を把握できる方が加入いただけます。

なお、青色申告書及びその関係書類で銘柄別規格等級別収穫量を把握する場合には、農産物受払簿や組合指定の品目別内訳書等の書類が必要となります。

※1 類区分は、主食用米(一般加工用米含む)、飼料用米、米粉用米の別になります。

※2 全量でない場合の概ねとは、自家消費及び贈答用を除いた数量となります。

※3 主食用米と飼料用米を作付けする場合は、飼料用米は品質方式以外の方式(全相殺方式)での引受になります。



どのような時に補償されるの？

## 2 補償期間及び補償の対象となる災害について

### 1 補償期間

本田移植期（直播にあっては発芽期）から収穫期まで  
※この場合の収穫とは、適期に刈り取り圃場から搬出することです。

### 2 補償の対象となる災害及び減収

風水害、干害、ひょう害、冷害、地震、落雷、噴火、地すべり、その他の気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害による収穫量の減少

全相殺方式との違いは？

## 3 品質方式の補償の特徴について

### ○ 全相殺方式との比較

	品質方式	全相殺方式
補償割合	9割・8割・7割から選択	9割・8割・7割から選択
基準収穫量(基準生産金額)の設定	加入者ごとの規格等級別の収穫量をもとに設定	加入者ごとの収穫量をもとに設定
特約の有無	一筆半損特約（下記参照）	一筆半損特約（下記参照）
加入に必要な書類	銘柄別規格等級別の収穫量を把握できる書類	収穫量を把握できる書類
評価方法	加入者ごとの銘柄別規格等級別の収穫量を出荷伝票又は青色申告書類による出荷数量等調査	加入者ごとの乾燥調製施設計量結果等の証明書及び税の申告書等関係書類による収穫量調査
共済金の支払基準	加入者ごと類区分ごとに品質を加味した当年生産金額が共済限度額※1を下回った場合	加入者ごとに収穫量が引受収量※2を下回った場合

※1 共済限度額＝基準生産金額×補償割合 ※2 引受収量＝基準収穫量×補償割合

### ○ 品質方式における基準単収設定について

各証明書及び申告書等で把握した10a当たり収穫量と規格等級別発生割合を直近5か年のうち最大と最小の数値を除いた3か年の平均により算出します。

(例)

年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産	平均収穫量	平均発生割合(%)
作付面積	120 a	150 a	150 a	180 a	150 a		
収穫量	6,000 kg	7,350 kg	7,050 kg	8,640 kg	7,950 kg		
ひとめぼれ 規格等級 1等	5,700 kg (475 kg)	7,350 kg (490 kg)	7,050 kg (470 kg)	8,640 kg (480 kg)	1,590 kg (106 kg)		(475 kg) 98.3%
ひとめぼれ 規格等級 2等	300 kg (25 kg)	0 kg (0 kg)	0 kg (0 kg)	0 kg (0 kg)	6,360 kg (424 kg)		(8 kg) 1.7%
10a 当たり収穫量	500 kg	490 kg	470 kg	480 kg	530 kg	490 kg	(483 kg) 100.0%

平均単収＝(500 kg＋490 kg＋480 kg) ÷ 3 ＝ 490 kg/10a

平均規格別発生割合＝規格等級ごとの平均単収の5中3÷規格等級ごとの平均単収の5中3の合計  
証明書が得られない年産の10a 当たり収穫量については、市町村の統計単収等により補完し算出します。

耕地ごとの補償はされないの？

## 4 一筆半損特約を別途申込みにより付加できます

農家単位方式のため一部の耕地が被害に遭われても共済金の支払対象とならない場合があります。一筆半損特約を併せてお申込みいただきますと、耕地単位での損害評価が可能になります。耕地ごとに5割以上の減収量が見込まれる場合に共済金の支払対象となります。

なお、被害申告の際は、半損以上の被害が見込まれる耕地の有無についても申告いただきます。

## 5 共済掛金について

半相殺方式との掛金の差はどれくらいなの？

$$\begin{aligned} \text{組合員負担共済掛金等} &= \text{共済金額} \times \text{危険段階区分別共済掛金率} \times \text{国負担割合} + \text{賦課金} \\ \text{共済限度額} &= \text{基準生産金額} \times \text{補償割合} \quad \text{共済金額} = \text{共済限度額} \times \text{付保割合} \end{aligned}$$

※最低 40%から選択した補償割合の範囲で選択

### 危険段階区分別組合員負担共済掛金等早見表

- 類区分 (用途) : 1 類 (主食用)      ● 平均単収 : 490kg      ● 作付面積 : 10a
- 共済金額 : 100 千円      ● 賦課金 : 30 円/a

(円)

引受方式	補償割合	一筆半損 特約の有無	危険段階区分								
			-20	-15	-10	-5	0	5	10	15	20
品質方式	9割補償	無	709	945	1,194	1,443	1,693	1,942	2,191	2,440	3,627
		有	716	956	1,210	1,463	1,716	1,970	2,223	2,476	3,684
半相殺方式	8割補償	有	532	665	806	946	1,086	1,227	1,368	1,508	2,180

※上記共済掛金等には、事務費賦課金（10アール当たり 300 円）が含まれています。

## 6 損害評価と支払共済金について

実際の支払いはどうなるの？

### 1 損害評価

加入者ごと類区分ごとに、当該年産の銘柄別規格等級別収穫量を把握します。組合では、被害申告を受けた耕地の現地調査を行い、共済事故発生の有無を確認します。実測等による収穫量調査は乾燥調製施設等に搬入しない耕地がある場合のみ行います。

### 2 支払共済金

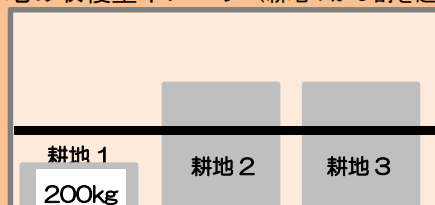
加入者ごと類区分ごとに、当年の生産金額が共済限度額を下回る場合に共済金をお支払いします。

また、一筆半損特約加入者は、一筆半損特約により計算した共済金と通常の計算方法により計算した共済金とを比較し、いずれか大きい方を共済金として支払います。

#### 品質方式 9割補償の支払共済金計算例

●各耕地の収穫量イメージ（耕地1が5割を超える被害）

- 引受面積 : 30a (各耕地とも 10a)      ● 平均単収 : 490 kg/10a
- 基準生産金額 : 300,000 円      ● 10 アール当たり基準生産金額 : 100,000 円
- 共済限度額 : 270,000 円      ● 補償割合 : 90%
- 共済金額 : 270,000 円      ● 当年の生産金額 : 300,000 円



#### 品質方式の通常の計算方法

- ① 生産金額の減少額【共済限度額 - 当年の生産金額】  
270,000 円 - 300,000 円 = -30,000 円 ≒ 0 円
- ※ 共済限度額(円) = 基準生産金額(円) × 補償割合(%)  
300,000 円 × 90% = 270,000 円
- ② 支払共済金【生産金額の減少額 × 共済金額 / 共済限度額】  
0 円 × 270,000 円 / 270,000 円 = 0 円 (支払い対象外)

#### 一筆半損特約加入者の計算方法

- ① 半損耕地生産金額【半損耕地の耕地別基準生産金額 × 1/2】  
100,000 円 / 10a × 10a × 1/2 = 50,000 円
- ② 半損耕地の生産金額の減少額【半損耕地の耕地別基準生産金額 × 半損耕地補償割合 - 半損耕地生産金額】  
100,000 円 × 70% - 50,000 円 = 20,000 円
- ③ 支払共済金【生産金額の減少額 × 共済金額 / 共済限度額】  
20,000 円 × 270,000 円 / 270,000 円 = 20,000 円

- 品質方式加入者で一筆半損特約の加入がない場合は支払対象となりません。
- 一筆半損特約の加入者は、通常の計算方法（0 円）と特約の計算方法（20,000 円）の金額のいずれか大きい方となりますので、20,000 円の支払いとなります。
- ※ 一筆半損特約加入者は、水稻品質方式の通常の計算方法で共済金の支払対象外（計算結果が 0 円）となった場合でも、特約の計算結果で支払共済金が発生すれば、その金額をお支払いします。
- ※ 品質方式などの農家単位の補償方式には、全損特約が付加されており（特約申出不要）、全損耕地があった場合には、特約での計算方法と通常の計算方法のいずれか大きい方の金額で共済金をお支払いします。